

静岡県公立大学法人の債権の督促等に関する取扱細則

平成 21 年 4 月 1 日 細則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人の債権に係る督促及び延滞金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第 2 条 経理責任者は、納入期限までに収納されない債権があるときは、納入期限後 20 日以内に債務者に対し、督促状によりその納入を督促しなければならない。

2 前項の督促状において指定する期限（以下「指定期限」という。）は、特別の事情がある場合を除くほか、督促状を発する日から起算して 10 日以内の日とする。

3 指定期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（同法に規定する休日を除く。）に当たるときは、これらの日の翌日をその期限とみなす。

(延滞金)

第 3 条 経理責任者は、前条の規定により督促をしたときは、次に掲げる場合を除き、当該督促に係る滞納金額に、その納入期限の翌日から滞納金の完納の日までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収することができる。

- (1) 指定期限までに滞納金を完納した場合
- (2) 納入期限を繰り上げて徴収する場合
- (3) 公示送達の方法により納入の通知又は督促をした場合
- (4) その他滞納について特別の事情があると経理責任者が認める場合

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる滞納金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(債権管理簿)

第 4 条 経理責任者は、滞納債権がある場合は、当該債権の管理状況を明らかにするために債権管理簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名
- (2) 債権金額及び納入期限
- (3) 債権の発生原因及び発生日
- (4) 債権の種類
- (5) 延滞金に関する事項
- (6) 保証人に関する事項
- (7) その他債権管理の状況に関する事項

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。